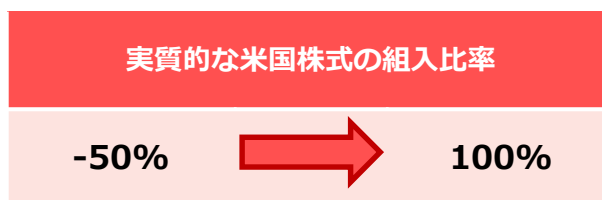


米国株式の組入比率の臨時変更について

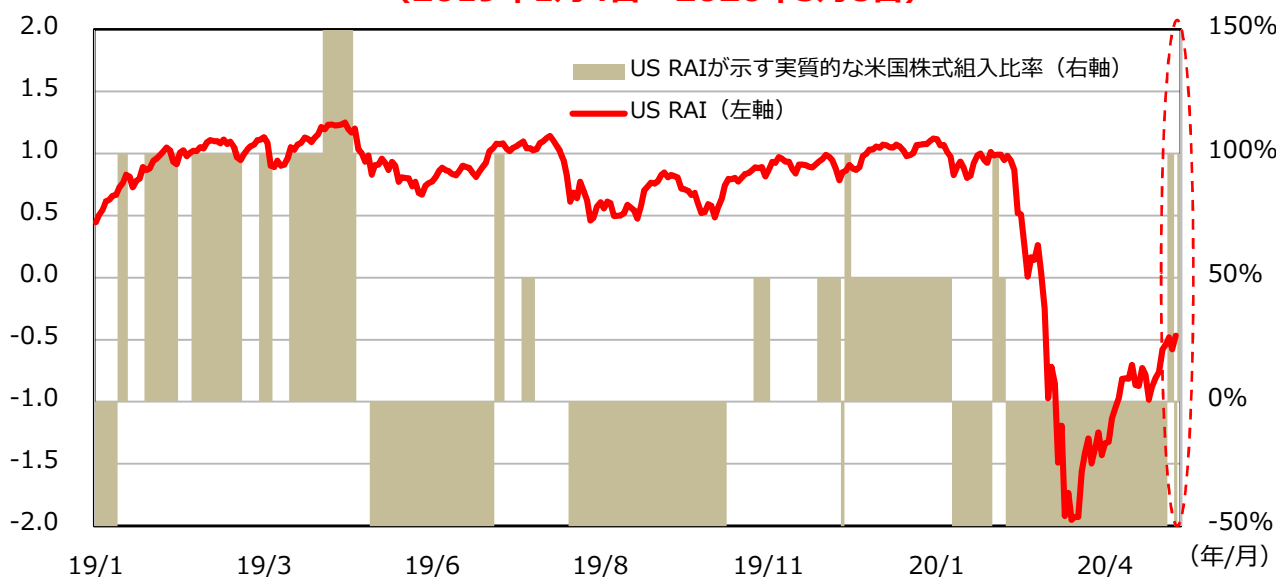
平素は「BNYメロン・米国株式ダイナミック戦略ファンド（愛称：亜米利加）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当ファンドは実質的な米国株式の組入比率の臨時変更を行いましたのでご報告致します。

BNYメロン・米国株式ダイナミック戦略ファンド（愛称：亜米利加） 2020年5月8日時点の実質的な米国株式の組入比率の変更



（ご参考）US RAIおよび実質的な米国株式の組入比率の推移 （2019年1月4日～2020年5月8日）



■ 米国株式の組入比率臨時変更の背景について

今回の組入比率変更の背景としては、新型コロナウイルスの抑制策を緩和する動きが米国各州で始まったことなどを好感し、VIX指数が低下したことなどが挙げられます。これらを受けてUS RAIが上昇したため、米国株式の組入比率を引き上げました。

当ファンドでは、引き続き米国の製造業に関連した株式に投資を行いつつ、US RAIを活用し、市場環境に応じて実質的な米国株式の組入比率を機動的に変更させ、積極的にリターンの追求を行って参ります。

■当資料は、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成した資料です。■当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。■当資料に掲載されている記載事項は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。■当資料中のグラフ、数値等は過去のものまたはシミュレーションの結果であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。■当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。■当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。

BNYメロン・米国株式ダイナミック戦略ファンド

愛称: 亜米利加

追加型投信 / 海外 / 株式・株価指数先物取引 / 特殊型(派生商品型)



ファンドの特色

- 米国製造業株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式の中から、主として米国の製造業に関連した株式に実質的に投資することで、中長期的な信託財産の成長を図ることを目指して運用を行います。
- マザーファンドの運用にあたっては、BNYメロン・グループ傘下の資産運用会社である「メロン・インベストメンツ・コーポレーション」に委託します。
- 米国の株式市場および円に対する米ドルの為替レートの上昇、下落それぞれの局面においてリターンを最大化することを目指し、株価指数先物取引および為替先渡取引等を用いて実質的な米国株式の組入比率を調整します。
 - 実質的な米国株式の組入比率は、通常、純資産総額の-50%~+150%の範囲内でコントロールすることを原則とします。
 - 実質的な米国株式の組入比率とは、マザーファンドを通じた米国株式組入比率に対し、株価指数先物取引および為替先渡取引等を活用して調整した米国株式および米ドルの投資割合をいいます。
 - 株価指数先物取引および為替先渡取引等を活用するため、実質投資割合が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 実質的な米国株式の組入比率の調整にあたっては、日興グローバルラップ株式会社より投資助言を受けます。

※資金動向および市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の製造業に関連した株式への投資と同時にデリバティブを活用しますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
|---------------------|---|--|
| 購入時手数料 | 購入価額 × 上限3.85%(税抜 3.5%) (手数料率は販売会社が定めます。) ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。 | 《当該手数料を対価とする役務の内容》 販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.3% | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 運用管理費用の総額 = 信託財産の日々の純資産総額 × 年率2.035%(税抜 1.85%) 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。 運用管理費用の配分は、以下のとおりです。 | |
| 合計 | 年率2.035% (税抜 1.85%) | 《当該運用管理費用を対価とする役務の内容》 |
| (委託会社) | 年率0.90%(税抜) | 信託財産の運用指図(投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図および投資助言会社による運用に関する投資助言を含む)、目論見書・運用報告書の作成等 |
| (販売会社) | 年率0.90%(税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 |
| (受託会社) | 年率0.05%(税抜) | 信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行、信託財産の計算等 |
| | マザーファンドの投資顧問会社および当ファンドの投資助言会社への報酬 委託会社の受取る報酬には、マザーファンドにおいて運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。 投資顧問報酬 = 信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の日々の時価総額 × 年率0.33% また、当ファンドにおいて運用に関する投資助言を受けている投資助言会社への報酬が含まれます。 報酬額 = 信託財産の日々の純資産総額 × 年率0.165%(税抜 0.15%) | |
| その他費用・手数料 | 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。 ◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。 | |

※購入価額とは、購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。
※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

BNYメロン・米国株式ダイナミック戦略ファンド

愛称: 亜米利加

追加型投信 / 海外 / 株式・株価指数先物取引 / 特殊型(派生商品型)



委託会社、その他関係法人

委託会社等) BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社 (信託財産の運用指図等)

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第406号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

投資顧問会社) メロン・インベストメンツ・コーポレーション*

投資助言会社) 日興グローバルラップ株式会社 (運用に関する投資助言)

受託会社) 三井住友信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理業務等)

販売会社) (募集・販売の取扱い等) 販売会社のご照会先は、以下をご参照ください。

*BNYメロン・グループの3社が統合し、2018年2月1日から業務を開始した運用会社(2019年1月2日を効力発生日としてメロン・インベストメンツ・コーポレーションに社名変更)です。同社は株式や債券を含む様々な投資対象において、アクティブ運用やパッシブ運用を含む幅広い投資戦略を提供しています。

お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 金融商品取引業者名 | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 | 一般社団法人 日本投資顧問業 協会 |
|--------------|----------|-----------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 池田泉州TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号 | ○ | | |
| 十六TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号 | ○ | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | |
| とちぎんTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第32号 | ○ | | |
| ほくほくTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号 | ○ | | |